

第7章 気候変動の影響に備える取組（適応策）

地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出量を削減（抑制）する「緩和」策が必要なことはもちろんですが、地球温暖化による気候変動の影響が避けられない場合、その影響による被害を回避・軽減するための「適応」策の重要性も高まっています。

本計画と、本計画とは別に策定している「新潟県気候変動適応計画」を両輪として取り組んでいくこととします。

図表7-1 地球温暖化と気候変動



第8章 各主体の役割と進行管理

温室効果ガスの削減目標を確実に達成していくためには、県民、事業者、団体、行政の各主体が、それぞれの立場の責任と役割に応じて連携・協働した取組を進めていくことが重要です。

このため、県及び市町村は、各主体の役割の明確化や推進体制の整備を図り、相互に連携・協働した取組を強化し、効果的かつ効率的な対策を推進します。

ここでは各主体に期待される役割や取組を示します。

1 各主体の役割

(1) 県

① 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の推進

各部門における地球温暖化対策を総合的に推進するとともに、重点的に取り組む施策を重点施策と位置付け推進します。

② 自らの事務事業における率先的取組

温対法第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」である「環境にやさしい新潟県の率先行動計画」を推進します。指定管理者についても可能な限り率先行動計画で定める取組を講ずるよう要請します。

③ 市町村との協力

温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定を支援します。地球温暖化対策に関する情報を交換し、必要に応じ連携して施策を行います。

④ 県民の自主的取組の促進

新潟県地球温暖化防止活動推進センター、新潟県地球温暖化防止活動推進員と連携した

第8章 各主体の役割と進行管理

普及啓発を推進します。

県民や事業者の地球温暖化防止に関する優れた取組を表彰し、広くお知らせします。

⑤ 県民協働による取組の推進

県民、事業者、行政が一体となって組織する「新潟県環境会議」で地球温暖化防止等に関する取組の表彰等の啓発事業を推進します。

(2) 市町村

① 自らの事務事業における率先取組

温対法第21条第1項に基づき、全市町村に対し策定が義務付けられている地方公共団体実行計画を策定し、地球温暖化対策を推進します。

② 住民の自主的取組の促進

新潟県地球温暖化防止活動推進センター、新潟県地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発を推進します。

(3) 県民

① 脱炭素型ライフスタイルへの転換

温室効果ガスを削減するために日常生活で行えるアクションをまとめた「にいがたゼロチャレ30」(p39参照)や、温暖化防止のための賢い選択「クールチョイス」などを参考に、節電等の省エネルギーの取組、省エネ型家電への買換え、住宅のゼロエネルギー化・断熱リフォーム、エコカーの購入やエコドライブの実践、地産地消や環境に配慮した商品の購入などに積極的に取り組みます。

COOL CHOICE : クールチョイスとは

CO₂などの温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中で、あらゆる「賢い選択」をしていこうという取組のことです。

例えば、エコカーを買う、エコ住宅を建てる、エコ家電にするという「選択」、高効率な照明に替える、公共交通機関を利用するという「選択」、クールビズをはじめ、低炭素なアクションを実践するというライフスタイルの「選択」などが挙げられます。

② 地球温暖化防止活動への参加

環境学習会等のイベントへの参加など、地域における地球温暖化防止活動に積極的に参加します。

(4) 事業者

① 脱炭素型事業活動の推進

省エネルギー・省資源の取組や、廃棄物の削減、また CO₂ 削減につながる技術・製品の開発等、事業内容を踏まえた適切な地球温暖化対策に積極的に取り組みます。

② 社会的責任を踏まえた取組

国や県、市町村の施策に協力するとともに、製品・サービスによる温室効果ガス削減関連情報を提供するほか、環境学習会等のイベントなど、地域の環境保全活動に積極的に参加します。

(5) 新潟県地球温暖化防止活動推進センター

① 普及啓発、情報収集

地球温暖化について最新の情報を収集するとともに、啓発資料の作成、研修会の開催などを行います。

② 新潟県地球温暖化防止活動推進員の活動支援

新潟県地球温暖化防止活動推進員への研修の実施、資機材の提供、活動経費の支援を行います。

③ 地球温暖化防止活動の推進

県内における地球温暖化防止活動の中核的な支援組織として、県や市町村と連携して普及啓発活動等を行います。

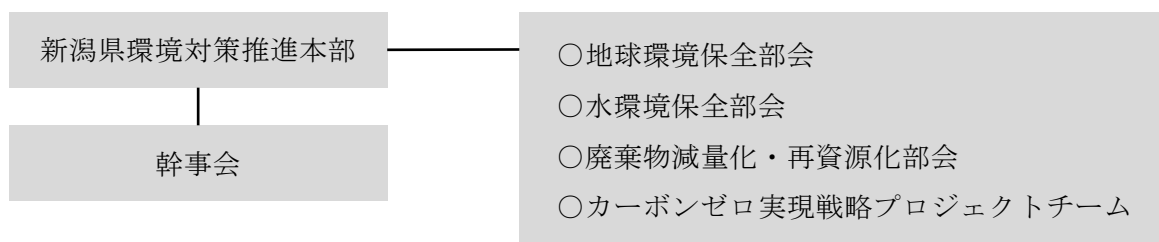
(6) 新潟県地球温暖化防止活動推進員

① 普及啓発

県、新潟県地球温暖化防止活動推進センター、市町村、環境保全活動団体等と連携して、地域における普及啓発活動を積極的に展開します。

2 推進体制

知事を本部長とする「新潟県環境対策推進本部」のもとに組織された「カーボンゼロ実現戦略プロジェクトチーム」で、カーボンゼロの実現に係る総合的な施策の企画立案・推進や総合調整等を行うとともに、関係部局間の十分な連携と分担の下に、全庁的に取組を推進します。



3 進行管理




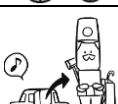

県内の各部門別の排出量および重点施策の進捗を把握し、「新潟県環境審議会」に報告します。また、経済社会情勢の変化や環境の課題に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行い、継続的な施策の推進を図ります。計画の見直しに当たっては、市町村及び「新潟県環境審議会」の意見を聴くとともに、県民や事業者の意見を広く把握し、計画内容に反映します。



にいがたゼロチャレ30

温室効果ガスの排出を少しでも削減し、将来の世代に自然豊かな環境を引き継いでいくため、私たち一人ひとりができる緩和策「にいがたゼロチャレ30」。

| | | |
|----------|-------------------------------------|--|
| ゼロチャレ 1 | 電気のムダ使いを減らそう！ | |
| ゼロチャレ 2 | LED 照明に替えよう！ | |
| ゼロチャレ 3 | ポットや炊飯ジャーのムダな保温をやめよう！ | |
| ゼロチャレ 4 | 夏は室温 28°C、冬は 20°Cを目安に冷暖房の温度設定を見直そう！ | |
| ゼロチャレ 5 | クールシェア・ウォームシェアをしよう！ | |
| ゼロチャレ 6 | 水の出っぱなしをやめよう！ | |
| ゼロチャレ 7 | お風呂は間隔をあけずに入り、残り湯は有効活用しよう！ | |
| ゼロチャレ 8 | 髪はしっかりタオルドライしよう！ | |
| ゼロチャレ 9 | トイレを使わないときはフタを閉めよう！ | |
| ゼロチャレ 10 | 冷蔵庫はゆとりのある収納！ムダな開け閉めはやめよう！ | |
| ゼロチャレ 11 | 食品ロスを減らそう！ | |
| ゼロチャレ 12 | ごみは分別しよう！ | |
| ゼロチャレ 13 | マイボトル、マイバッグ、マイ箸、マイストローを使おう！ | |
| ゼロチャレ 14 | 宅配便はなるべく一回で受け取ろう！ | |

| | | |
|----------|-----------------------------------|---|
| ゼロチャレ 15 | 省エネ、快適な住まいを考えてみよう！ |  |
| ゼロチャレ 16 | 再エネ電気の購入を考えてみよう！ |  |
| ゼロチャレ 17 | 暮らしに植物や木を取り入れよう！ |  |
| ゼロチャレ 18 | 環境にやさしい取組を知ろう！ |  |
| ゼロチャレ 19 | 環境活動に参加してみよう！ |  |
| ゼロチャレ 20 | 学校や職場でも脱炭素に取り組んでみよう！ |  |
| ゼロチャレ 21 | 地産地消！新潟の旬のものを食べよう！ |  |
| ゼロチャレ 22 | 家電の買換え時は省エネ商品を選ぼう！ |  |
| ゼロチャレ 23 | 食料品・日用品はパッケージについているマークに注目して購入しよう！ |  |
| ゼロチャレ 24 | 買いすぎに注意しよう！ |  |
| ゼロチャレ 25 | サステナブルファッションを意識しよう！ |  |
| ゼロチャレ 26 | フリマやシェアリングサービスを活用しよう！ |  |
| ゼロチャレ 27 | 公共交通機関や自転車、徒歩で移動しよう！ |  |
| ゼロチャレ 28 | 車内の不要な荷物はおろそう！ |  |
| ゼロチャレ 29 | エコドライブを心がけよう！ |  |
| ゼロチャレ 30 | 自動車の購入・買換えにはエコカーを視野にいれよう！ |  |